

## 公正取引委員会からの勧告について

本日、ナイス株式会社（本社：神奈川県横浜市、社長：津戸 裕徳）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告（以下、本勧告）を受けました。

取引先様をはじめ関係する皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

### 1. 本勧告の内容

#### ① 「仕入割引」による下請代金の減額

本勧告は、当社が下請法の適用対象となる事業者様へプライベートブランド商品の製造、木材及び住宅設備機器の加工、木材への薬剤注入等を委託した製造委託取引において、「仕入割引」として下請代金の額を減じていたとして、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に抵触すると判断されたものです。抵触すると判断された対象期間は2022年11月から2024年5月まで、減じた額は18,262,801円、対象となる事業者様は29社となります。

#### ② 「リベート」による下請代金の減額

本勧告は、当社が下請法の適用対象となる事業者様へプライベートブランド商品の製造を委託した製造委託取引において、「リベート」として下請代金の額を減じていた、または割戻金として受け取っていたとして、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に抵触すると判断されたものです。抵触すると判断された対象期間は2022年11月から2024年5月まで、減じた額は4,938,848円、対象となる事業者様は5社となります。

### 2. 本勧告における当社の対応

当社は、本勧告を受けるに至った事態を大変重く受け止め、「仕入割引」及び「リベート」による下請代金の減額を行った事業者様に対し、下請代金の減額に該当すると判断された金額の全額のお支払いを既に完了するとともに、支払いに関する約定について適正な内容へと変更しております。

当社といたしましては、下請法に関する社内研修等による役職員への教育の徹底や点検体制の強化などを通じ、再発防止への体制整備を図るとともにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

### お問い合わせ先